

平成 20 年 3 月 1 日

事故発生防止のための指針

社会福祉法人岡山中央福祉会

養護老人ホーム 岡山市会陽の里

1、施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では社会福祉法人岡山中央福祉会 養護老人ホーム岡山市会陽の里は、より質の高いサービスを提供することを目標に、ご利用者の尊厳を冒し安全や安心を阻害し、提供するサービスの質に悪い影響を与えるものをリスクとして捉え、介護事故の防止に努めます。そのために必要な体制を整備するとともに、施設全体で介護事故発生の防止に取り組みます。

2、介護事故防止のための委員会

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって「安全管理委員会」を設置します。

①委員会設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。

②委員会の構成員

施設長・生活相談員・生活支援員・看護職員・調理員・事務職員・嘱託医(随時)

その他施設長が必要と認める者をもって構成する。

③委員会の開催

毎月(第1週目の木曜日)定期的に行い、介護事故発生の未然防止、再発防止等

の検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

④委員会の役割

ア)事故発生に関する各種マニュアル、事故(ヒヤリハット)報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故(ヒヤリハット)報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新します。

イ)事故(ヒヤリハット)報告の分析および改善策の検討

各部署から報告のあった事故(ヒヤリハット)報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について管理会議を通じて施設全体に提言します。

ウ)改善策の周知徹底

イ)によって検討された改善策を実施するため、全職員に対して周知徹底を図ります。

3、介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、安全管理委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を定期的に行います。

- ①定期的な教育・研修(年2回以上)
- ②新任者に対する事故発生防止の研修
- ③その他 必要な教育・研修

4、介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

①当該利用者への対応

事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者安全確保を最優先として行動します。

関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。

状況により医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は事故の状況及び採った処置については、必ず記録し報告する。報告の際には状況が分るよう事実のみを記載する。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、あらかじめ指定された緊急連絡先(身元引受人)に速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるように努める。

行政機関・嘱託医・他事業所や関係機関に対して介護事故等の必要な報告を行う。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

5、介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、安全管理委員会にて事故(ヒヤリハット)報告書を集計し介護事故の発生状況等を分析することにより、介護事故の発生原因、結果等をとりまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を全職員に周知した上で実施する。

なお、防止策を講じた際には、その結果について定期的に評価する。

6、事故発生防止のための基本指針の公表と閲覧について

この指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧することができます。